

第 8 号

発行元：大阪市環境局

※お問い合わせは裏面をご参照ください。

令和元年12月現在の活動団体数	
資源集団回収団体	2,770
コミュニティ回収団体	97

ひろげよう地域コミュニティの輪!!

コミュニティ回収通信

団体名や代表者の変更をされる場合は環境事業センターまで届け出てください

プラスチック製品による海洋汚染が大きな社会問題となっています



プラスチック製品は、安価で加工もしやすいことから、私たちに身近なレジ袋などの使い捨て商品を中心に、幅広く使用されてきました。しかし、川などから海に流出したものがマイクロプラスチックとして分解されずに残り、海の生物に悪影響を与えていることが、国際的な問題となっています。

大阪市では、プラスチックごみゼロに向けた取組みの一つとして「大阪エコバッグ運動」を展開しています。国においても、レジ袋の有料化に向けた具体的な検討が進められるなど、いま、使い捨てプラスチック製品の削減に向けた機運が高まっています。市民のみなさんには、エコバッグの携帯によるごみ減量にご協力をお願いします。



エコバッグの携帯を

プラスチック製品から紙製品への切り替えが進んでいます

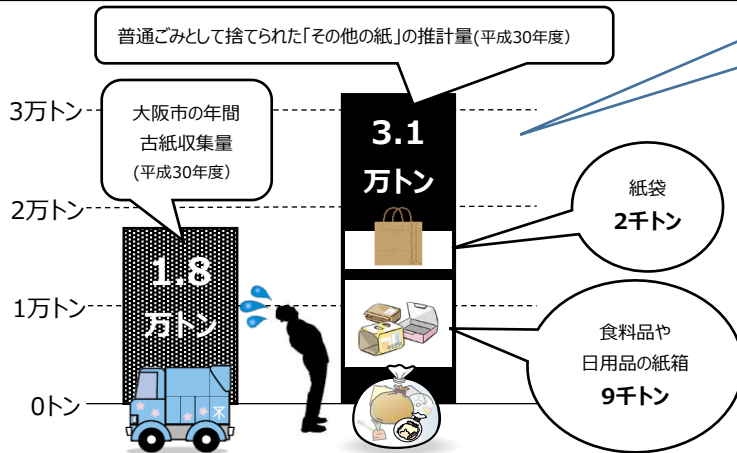
各事業者においては、プラ袋を紙袋に、日用品などに多用されているプラスチック製容器を紙製容器に切り替えるなど、いま、紙製品が見直されており、特に「紙袋」は再利用、リサイクルが容易なことから、今後、プラ製レジ袋の代替品として、流通量の増加が見込まれています。大阪でも、「紙袋」は古紙・衣類分別収集やコミュニティ回収における「その他の紙」の対象品目であり、きちんと分別排出していただければ再生紙としてリサイクルすることができます。



分別いただいた「その他の紙」は紙袋などの再生原料としてリサイクルされます

たくさん捨てられている、「その他の紙」

大阪市が1年間に収集する古紙の量（新聞や段ボール等を含む）より、普通ごみの中に含まれていた「その他の紙」の量が多い状況になっています！



平成30年度に実施した家庭ごみの組成分析調査結果から、普通ごみに含まれる古紙の推計量を試算したところ、古紙・衣類の分別対象品目となっている「その他の紙」が約3.1万吨も普通ごみとして捨てられていることが分かりました。これは、新聞やその他の紙などを含めた大阪市の古紙回収量（約1.8万吨）を大きく上回るもので、内訳を見ると、食品品や日用品などの紙箱が9千トンと最も多く、紙袋も2千トン含まれていました。

みなさんのご協力で
つながる
資源循環

繰り返し使えるエコバッグの推進や、代替品への切り替えなど、「脱プラスチック」の動きの中で社会も変化しています。今回は、プラ袋から「紙袋」への転換の動きをご紹介しましたが、みなさん一人ひとりの取組みが循環型社会の形成へとつながっていきますので、これからもご協力をお願いします。

また、コミュニティ回収だけでなく、資源集団回収においても「その他の紙」は奨励金支給の対象となりますので、ぜひ取組み品目として、ご検討ください。



古紙・衣類の持ち去り行為の根絶にご協力ください

大阪市では、平成29年4月に条例改正を行い、コミュニティ回収活動や資源集団回収活動で収集される、また、大阪市が収集すべき「古紙・衣類」を、他者が無断で持ち去る行為等を禁止しています。

各環境事業センターにおいては、巡回パトロールを実施しているほか、必要に応じて警察官OBの同行や、早朝パトロールなども実施しています。

持ち去り行為の規制に関する啓発にご協力いただける団体におかれましては、周知ポスター（A3版）をお届けさせていただきますので、各環境事業センターまでご連絡ください。持ち去り行為の根絶に向け、皆さまのご協力をお願いします。

☑ 持ち去りを禁止する表示をすると効果的！

コミュニティ回収や資源集団回収の活動に取り組んでいる場合は、売払い先事業者名を明記した「持ち去り禁止」のビラなどの貼付が効果的です。

環境事業センターによる巡回パトロールの際に契約事業者なのか持ち去り行為者なのかハッキリわかりますので、効果的な指導が行えます。



☑ 早すぎる排出は違反者の標的に...

大阪市の収集やコミュニティ回収では、収集日の午前9時までに所定の場所に古紙・衣類をお出しいただくことになっています。

前日の晩や早朝に古紙・衣類を出されますと持ち去られる危険が増します。生活スタイルの多様化により難しい方もおられますが、極端に早い排出はお控えください。



☑ 古紙・衣類は、ごみではなく資源物です。

古紙・衣類は収集したあと焼却するのではなく、再生資源として有効利用される資源物であり、コミュニティ回収や集団回収を実施されている皆さんの財産でもあります。

適正な資源化のためにも、皆さまのご協力をよろしくお願いします。

コミュニティ回収 資源集団回収

令和元年度分の実績報告について

報告用資料のお届けから4月30日までの約1ヶ月間は、コミュニティ回収と資源集団回収の実績報告の期間です。団体の皆さまの実績報告の集計事務がスムーズに進むように、事前に再生資源事業者からの収集量伝票の整理や奨励金の振込口座の準備をお願いします。なお、例年、記載誤り等により奨励金の支出が遅くなる事例が出ています。振込不能をなくすためにも通帳表紙等のコピーの提出にご協力をお願いします。

Q.実績報告書は、いつ送ってくれるの？

A.令和2年3月末頃に、届出いただいている各団体の代表者様（または指定いただいている送付先）あてに、コミュニティ回収または資源集団回収の実績報告書等を送付させていただきます。



Q.今回の実績報告書の対象期間は？

A.令和元年度分は、**平成31年4月1日～令和2年3月31日まで**の回収分が各団体から報告いただく対象期間です。

なお、実績報告書の提出にあたっては、各団体が契約されている再生資源事業者の記名・押印がある取引伝票(※)の原本の添付が必須です。(※)本市指定様式に限ります(コミュニティ回収は第5号の1様式、資源集団回収は第5号の2様式)

Q.実績報告書等の締め切りは？

A.「実績報告書」、「取引伝票」、「奨励金支給申出書・口座振替申出書」等については、**必ず令和2年4月30日の締切日まで**に担当の環境事業センターまでご提出ください(ご不明な点がございましたら記入前に担当の環境事業センターまでお問い合わせください)。

また、実績報告書(Microsoft EXCEL版)を期間限定で本市ホームページ(※)に公開しますので、パソコンにより実績報告書を作成される場合は、ご活用ください。

(※)本市ホームページ「コミュニティ回収等の実施等に関する要綱」のページの最下段に公開予定(掲載期間は令和2年4月1日～30日まで)

コミュニティ回収、資源集団回収に関するお問い合わせは、お住いの行政区を担当する環境事業センターまで

北区・都島区	北部環境事業センター	☎ 6351-4000	港区・大正区・西区	西部環境事業センター	☎ 6552-0901
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	☎ 6323-3511	東成区・生野区	東部環境事業センター	☎ 6751-5311
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	☎ 6913-3960	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	☎ 6685-1271
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	☎ 6477-1621	西成区・阿倍野区	南部環境事業センター	☎ 6661-5450
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	☎ 6714-6411	平野区	東南環境事業センター	☎ 6700-1750
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	☎ 6567-0750		家庭ごみ減量課	☎ 6630-3259